

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(令和5年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		81	50	26	22	1	0	0	0	1	31
松山市		285	283	123	35	0	97	7	0	21	2
今治市		18	17	0	0	0	6	0	0	11	1
宇和島市		48	17	1	0	0	6	0	0	10	31
八幡浜市		23	9	7	0	0	1	0	0	1	14
新居浜市		66	66	54	1	0	9	0	0	2	0
西条市		123	80	50	6	0	15	1	0	8	43
大洲市		15	7	3	0	0	2	0	0	2	8
伊予市		32	18	10	0	0	5	0	0	3	14
四国中央市		61	56	32	13	0	10	0	0	1	5
西予市		9	9	0	0	0	4	0	0	5	0
東温市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		680	562	280	55	0	155	8	0	64	118
上島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町		20	9	5	2	0	1	0	0	1	11
砥部町		3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
内子町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊方町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町		3	3	0	0	0	3	0	0	0	0
町計		26	15	8	2	0	4	0	0	1	11
合計		787	627	314	79	1	159	8	0	66	160

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源	年 度		
	R3	R4	R5
合 計	753	799	787
農 業	6	4	14
林 業			
漁 業	-	2	5
鉱 業	2	1	-
建 設 業	136	136	154
製 造 業	60	68	79
電気・ガス・熱供給業・水道業	3	3	8
情 報 通 信 業	-	1	-
運 輸 ・ 郵 便 業	7	9	10
卸 売 ・ 小 売 業	16	9	12
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-
不動産、物品賃貸業	1	3	2
学術研究、 専門・技術サービス業	1	1	1
宿泊業、飲食サービス業	13	11	16
生活関連サービス業、娯楽業	5	5	8
医療、福祉	-	4	7
教育、学習支援業	4	1	4
複合サービス事業	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	21	26	24
公務（他に分類されないもの）	3	1	5
分類不能の産業	6	8	5
会社・事業所以外	469	506	433
個人	353	375	304
その他	23	46	16
不明	93	85	113

発生源	年 度		
	R3	R4	R5
合 計	753	799	787
焼 却 施 設	15	15	12
産 業 用 機 械 作 動	37	38	47
産 業 排 水	28	22	23
流 出 ・ 漏 洩	17	12	34
工 事 ・ 建 設 作 業	115	105	133
飲 食 店 営 業	8	12	11
カ ラ オ ケ	2	-	1
移動発生源(自動車運行)	7	18	15
移動発生源(鉄道運行)	1	-	2
移動発生源(航空機運航)	-	-	-
廃 棄 物 投 棄	39	63	103
家 庭 生 活 (機 器)	5	4	11
家 庭 生 活 (ペ ッ ト)	9	7	2
家 庭 生 活 (そ の 他)	10	19	17
焼 却 (野 焼 き)	233	263	255
自 然 系	128	130	38
そ の 他	51	45	48
不 明	48	46	35

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		排出ガス量40,000Nm ³ /時以上、かつ排出水量10,000m ³ /日以上 の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			